

しおかぜ

No.357 2023 7月号

第11回通常総会	2~5
第129回税金よもやま話 『個人事業主の相続資産の把握について』	6
第52回「知って得する？」社労士の独り言 『5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の 公的扶助について』	7
事業報告	8
医療百話 『放射線診断科とは』	9
生活習慣病検診のお知らせ	9
藤沢税務署からのお知らせ	10
おじゃましました♪会員訪問 Vol.046 株式会社丸越さん	11

第11回 通常総会・研修講演会を開催



公益社団法人藤沢法人会の第11回通常総会並びに記念研修講演会が、6月13日(火)湘南鎌倉クリスタルホテルで、会員・来賓他153名出席のもと開催しました。

総会の前段で開催された研修講演会では、斎間孝事業研修委員の司会で、淑徳大学客員教授・慶應義塾大学名誉教授の金子勝氏をお招きし、「どうなる日本経済と中小企業経営」と題する講演を拝聴しました。

総会は、川又辰治総務委員長の司会で進行。田中靖一副会長の開会のことばに続き、司会が定足数を確認し、総会の成立を宣言しました。次に相原厚志副会長より来賓が紹介され、川上彰久会長が挨拶を述べられました。続いて、公務の都合により退席される鈴木恒夫・藤沢市長からご祝辞を頂戴しました。

令和4年度の会員増強に関する表彰が行われ、横山貢組織委員長から表彰内容と該当者を発表し、個人では、3件以上の4名に表彰状、3団体に感謝状が会長から贈呈されました。(表彰状並びに感謝状贈呈者は3頁に掲載)

議案審議は、川上会長を議長に、第一号議案・令和4年度財務諸表報告及びに監査報告に関する承認の件を上程し、澤邑重夫総務副委員長からの報告後、大野千寿子監事の監査報告が行われ、承認されました(正味財産増減計算書は4頁に掲載)。第二号議案・任期満了にともなう役員改選に関する承認の件を上程、理事・監事に関し、4月24日に行われた理事会において各支部から推薦された方々を田村進総務副委員長が発表し、それぞれ承認されました。

次に報告事項として、令和4年度事業経過報告を倉知克則総務委員、令和5年度事業計画を川口重幸総務委員、令和5年度予算を成勢啓一総務委員(正味財産増減予算書は5頁に掲載)がそれぞれ報告を行いました。

以上で、議案審議並びに報告を終えたところで、大石女性部会長と飯塚女性部会相談役から、2期4年の大役を務められた川上会長に花束の贈呈がありました。

次に渡邊精一・藤沢税務署長、木村直・東京地方税理士会藤沢支部副支部長からご祝辞を頂戴し、大川信乃副会長の閉会のことばで終了しました。

総会終了後には、先ほど承認された新理事が別室で理事会並びに選考委員会を開催し、正副会長、各委員長等を選出し、懇談会の席上で発表されました。

懇談会では、田邊勝利副会長の開会のことばの後、この席からご臨席いただいた増田隆之・藤沢商工会議所会頭から、ご祝辞を頂戴し、岩瀬憲洋・藤沢県税事務所長の乾杯のご発声の後、会員相互の交流を目的として盛大に行われ、山崎正三前副会長の閉会のことばで終了しました。

新会長に相原厚志氏

川上彰久会長に続く第11代新会長には相原厚志氏が選出されました。前任の川上会長は、令和元年6月の就任以来、2期4年の間、その殆どがコロナ禍という経済活動や法人会活動に大きな影響を及ぼした中、持ち前の牽引力を発揮されました。

【相原厚志氏プロフィール】

新会長の相原氏は平成23年、理事に就任され、平成29年6月、副会長に就任するまで、支部や青年部会(旧青年部委員会)の発展に尽力されました。

副会長として就任時は、組織委員会を担当され、令和元年度から税制委員会と厚生委員会の担当を務められました。



川上前会長



相原新会長

副会長に選任されました。よろしくお願い申し上げます。

〈 〉内は内は所属支部
※は新任

副会長

〈 事業研修、茅ヶ崎北西 〉



和田 幸男
(有)サンエイト

〈 総務、厚生、寒川 〉



大川 信乃
(株)オーカフ

〈 広報、藤沢北、藤沢北東 〉



田中 靖一
(株)富士中商会

〈 女性部会、藤沢南、藤沢西 〉



田邊 勝利
(株)田辺工務店

〈 税制、青年部、藤沢東 〉



※川又 辰治
増子電気工事(株)

〈 組織、茅ヶ崎南、茅ヶ崎北東 〉



※澤邑 重夫
社会保険労務士法人澤



令和4年度新入会員紹介の優秀表彰者名

〈順不同・敬称略〉
於・第11回通常総会

支部表彰

(年度間入会数から退会数を差し引いた数値が多い上位3支部を表彰)

- ① 茅ヶ崎南支部 ② 茅ヶ崎北東支部 ③ 茅ヶ崎北西支部

個人表彰

☆年度間紹介者☆(数字は紹介件数)

- 16 横山 貢 〈株)なんどき〉
- 9 櫻井 淳 〈株)湘南セールスプロモーション〉
- 5 宮前優美子 〈大同生命保険(株)湘南支社〉
- 3 尾崎 宏治 〈A I G 損害保険(株)藤沢支店〉
- 2 田村 進 〈(宗) 鵜沼伏見稻荷神社〉、川口 重幸 〈株)W I N〉、張 幹枝 〈(有)キラク〉、早川 隆子 〈大同生命保険(株)湘南支社〉、真下 恭徳 〈A I G 損害保険(株)横浜支店〉
- 1 川上 彰久 〈株)さんこうどう〉、田中 靖一 〈株)富士中商会〉、川又 辰治 〈増子電気工事(株)〉、村上 進夫 〈大旭建業(株)〉、大貫 美則 〈株)ホンダ販売神奈川〉、倉知 克則 〈(有)クラチ工業〉、加藤 芳郎 〈株)藤吉〉、富田 桂司 〈茅ヶ崎石材工業(株)〉、山本 和好 〈株)山本工業〉、穴水 大介 〈株)神明商事〉、水嶋 聡 〈(有)水嶋企画〉、吉田 恵子 〈(有)湘南ひまわり〉、二間瀬 覚 〈さとる商標特許事務所〉、松尾 亮一 〈社会保険労務士事務所リライアンス〉、坪根 敬子 〈賛助会員〉、西田 順子 〈賛助会員〉、近岡 直基 〈大同生命保険(株)湘南支社〉、山崎 愛 〈大同生命保険(株)湘南支社〉、今津 奈央 〈大同生命保険(株)湘南支社〉、鈴木 晴美 〈大同生命保険(株)湘南支社〉、小川 和美 〈大同生命保険(株)湘南支社〉、小山 希佳 〈大同生命保険(株)厚木支店〉、鈴木 悠貴 〈A I G 損害保険(株)横浜支店〉、時任 信弘 〈A I G 損害保険(株)横浜支店〉、西澤 健介 〈A I G 損害保険(株)横浜支店〉、石田 貴雄 〈A I G 損害保険(株)厚木支店〉、岡田 朋之 〈株)B U D D Y〉 (A I G 代理店)、木本 淳 〈elastic(株)〉 (A I G 代理店)、黒川 直樹 〈株)アソシエインシュアランス〉 (A I G 代理店)、紺野 敦史 〈株)ゼオン〉 (A I G 代理店)、鳥山 優志 〈株)エンジョイント〉 (A I G 代理店)、丸山 道子 〈(有)危機管理〉 (A I G 代理店)、山本 晋矢 〈F I N E〉 (A I G 代理店)、豊 順光 〈株)ワイスラボ〉 (A I G 代理店)

団体感謝状

大同生命保険株式会社湘南支社、A I G 損害保険株式会社藤沢支店、アフラック生命保険株式会社湘南支社



全法連・県法連功労者表彰者名

〈敬称略〉 於・全法連・県法連功労者表彰式

全法連功労者表彰受彰者

川上 彰久 〈株)さんこうどう〉、川口 重幸 〈株)W I N〉、横山 貢 〈株)なんどき〉

県法連功労者表彰受彰者

和田 幸男 〈(有)サンエイト〉、大川 信乃 〈株)オーカフ〉、村上 進 〈大旭建業(株)〉、加藤 覚 〈株)カトー工業〉、中川 信義 〈株)グローブ企画〉、杉本 剛昭 〈(有)湘南法務コンサルティング〉、山本 和好 〈株)山本工業〉

令和4年度 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	8,754,050	8,757,626	△ 3,576	
(1) 特定資産受取利息	30,000	24,101	5,899	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,724,050	8,733,525	△ 9,475	会館テナント家賃等
2. 受取会費	37,358,500	35,304,200	2,054,300	
(1) 正会員受取会費	35,908,500	34,196,700	1,711,800	年会費
(2) 賛助会員受取会費	1,450,000	1,107,500	342,500	年会費
3. 事業収益	614,500	627,500	△ 13,000	
(1) 研修会事業収益	304,500	319,500	△ 15,000	研修会等負担金
(2) 募金収益	160,000	128,000	32,000	チャリティゴルフ大会収益
(3) 広告事業収益	150,000	180,000	△ 30,000	機関誌の広告料
4. 受取補助金	20,372,400	20,310,803	61,597	
(1) 都道府県連補助金	1,830,200	1,829,603	597	
(2) 全法連助成金振替額	18,202,200	18,202,200	0	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	340,000	279,000	61,000	
5. 雑収益	1,325,040	993,550	331,490	
(1) 受取利息	300	320	△ 20	利息
(2) 雑収益	1,324,740	993,230	331,510	
経常収益計	68,424,490	65,993,679	2,430,811	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,000,000	14,679,490	4,320,510	職員給与と手当等
退職給付費用	300,500	300,500	0	職員退職金積立
福利厚生費	2,186,540	2,193,968	△ 7,428	社会保険料等
旅費交通費	2,901,340	2,086,943	814,397	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	5,646,360	5,580,670	65,690	切手、葉書、運送料等
減価償却費	1,749,207	1,747,557	1,650	
消耗什器備品費	1,764,422	2,222,985	△ 458,563	
消耗品費	2,120,223	2,072,842	47,381	事務用品等
修繕費	300,000	887,040	△ 587,040	
印刷製本費	7,332,106	7,632,228	△ 300,122	機関誌印刷費等
光熱水料費	850,000	1,376,285	△ 526,285	電気、水道代
賃借料	124,440	135,401	△ 10,961	
事務所管理費	1,525,872	1,447,028	78,844	
会場費	332,780	407,640	△ 74,860	会場費等
保険料	228,000	232,000	△ 4,000	
諸謝金	4,125,000	3,236,210	888,790	セミナー等講師料
租税公課	1,525,700	1,217,700	308,000	
会議費	6,816,700	5,688,343	1,128,357	会議飲食代等
委託費	3,935,820	4,247,840	△ 312,020	
支払負担金	1,677,400	1,367,196	310,204	
支払寄付金	345,000	250,000	95,000	
渉外慶弔費	300,000	110,000	190,000	
表彰費	878,980	805,675	73,305	
支払手数料	921,000	1,081,525	△ 160,525	顧問料、各種振込手数料他
雑費	15,000	9,740	5,260	
経常費用計	66,902,390	61,016,806	5,885,584	
当期経常増減額	1,522,100	4,976,873		
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
経常外収益計				
0				
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税				
140,000				
73,800				
66,200				
経常外費用計				
140,000				
73,800				
66,200				
△ 140,000				
△ 73,800				
△ 66,200				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額				
一般正味財産期首残高				
235,353,989				
235,353,989				
一般正味財産期末残高				
236,736,089				
240,257,062				
△ 3,520,973				
II 正味財産期末残高				
236,736,089				
240,257,062				
△ 3,520,973				

令和5年度

正味財産増減予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和5年度予算	令和4年度予算	増 減	備考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	8,754,050	8,754,050	0	
(1) 特定資産受取利息	30,000	30,000	0	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,724,050	8,724,050	0	会館テナント家賃等
2. 受取会費	36,728,500	37,358,500	△ 630,000	
(1) 正会員受取会費	35,228,500	35,908,500	△ 680,000	年会費
(2) 賛助会員受取会費	1,500,000	1,450,000	50,000	年会費
3. 事業収益	620,000	614,500	5,500	
(1) 研修会事業収益	310,000	304,500	5,500	研修会等負担金
(2) 募金収益	160,000	160,000	0	チャリティーゴルフ大会収益
(3) 広報事業収益	150,000	150,000	0	
4. 受取補助金	20,149,890	20,372,400	△ 222,510	
(1) 都道府県補助金	1,839,590	1,830,200	9,390	
(2) 全法連助成金振替額	18,020,300	18,202,200	△ 181,900	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	290,000	340,000	△ 50,000	
5. 雑収益	1,175,040	1,325,040	△ 150,000	
(1) 受取利息	300	300	0	利息
(2) 雑収益	1,174,740	1,324,740	△ 150,000	
経常収益計	67,427,480	68,424,490	△ 997,010	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,000,000	19,000,000	0	職員給与手当等
退職給付費用	664,500	300,500	364,000	職員退職金積立
福利厚生費	2,243,260	2,186,540	56,720	社会保険料等
旅費交通費	2,852,260	2,901,340	△ 49,080	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	5,656,360	5,646,360	10,000	切手、葉書、送料等
減価償却費	1,816,755	1,749,207	67,548	
消耗什器備品費	1,861,222	1,764,422	96,800	
消耗品費	2,181,603	2,120,223	61,380	事務用品等
修繕費	300,000	300,000	0	
印刷製本費	7,517,006	7,332,106	184,900	機関誌印刷費等
光熱水料費	1,150,000	850,000	300,000	電気、水道代
賃借料	124,440	124,440	0	
事務所管理費	1,525,872	1,525,872	0	
会場費	314,780	332,780	△ 18,000	会場費等
保険料	228,000	228,000	0	
諸謝金	3,290,000	4,125,000	△ 835,000	セミナー等講師料
租税公課	1,365,700	1,525,700	△ 160,000	
会議費	6,794,700	6,816,700	△ 22,000	会議飲食代等
委託費	3,935,820	3,935,820	0	
支払負担金	1,682,400	1,677,400	5,000	
支払寄付金	345,000	345,000	0	
渉外慶弔費	300,000	300,000	0	
表彰費	878,980	878,980	0	
支払手数料	1,060,000	921,000	139,000	顧問料、各種振込手数料他
雑費	15,000	15,000	0	
経常費用計	67,103,658	66,902,390	201,268	
当期経常増減額	323,822	1,522,100	△ 1,198,278	
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
経常外収益計	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	140,000	140,000	0	
経常外費用計	140,000	140,000	0	
当期経常外増減額	△ 140,000	△ 140,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	183,822	1,382,100	△ 1,198,278	
一般正味財産期首残高	236,736,089	235,353,989		
一般正味財産期末残高	236,919,911	236,736,089		
II 正味財産期末残高	236,919,911	236,736,089	183,822	

※令和5年度は重要な資金調達（借入れ）及び設備投資の予定はありません。

個人事業主の相続資産の把握について

いきなり私事で恐縮ですが、昨年3月に母が死去したことに伴い、今年相続税の申告期限までに納付手続きを済ませました。そこで改めて感じたことを今回の「よもやまのひとりごと」としてお話したいと思います。

幸い(?)にも被相続人(母)は年金生活者であり、相続人(私)も一人息子であったことから、相続税の申告も含めた相続手続き自体はさほど難しいことではありませんでした。

しかしながら、今回の相続で被相続人(母)から相続する資産の全貌を把握することの難しさを改めて実感しました。「資産の全貌」といってもたかが知れた(笑)額ではありますが、それでも「相続資産の把握」に漏れがあってはなりません。

高齢化社会の到来とともに、個人事業主が被相続人となるケースが益々増えています。その場合、相続人が相続資産の全貌把握を容易に行えるように、被相続人自らが早めに相続人の視点に立った対策を行う必要があります。

紙幅の関係で個人事業の事業承継などの詳細については触れませんが、個人事業主の相続資産の全貌把握に必要な、被相続人が相続以前に行うべき事柄を2点ばかりまとめてみました。

1 私生活上の資産と事業用資産の峻別・把握と早期告知

個人事業主の相続に関しては、通常、私生活上の資産(以下、個人資産といいますが)のみに目が行きやすいですが、事業用資産も相続税の対象になりますので、対象となる資産を網羅的に把握し、それぞれの資産の評価を行わなければなりません。

事業用資産については、事業を全く廃業する場合を除き、事業を承継する相続人と承継しない相続人との間での争いを招かないためにも、事業用資産の範囲を被相続人自身がきちんと一覧表などでまとめておくことが必須の手続きとなります。多くの場合、事業用資産は、確定申告などで資料が整理されているので問題はないかとも思います。

一方で、個人資産に関しては相続人が関知していない、思わぬ資産(もしくは負債)が存在する場合があります。今回の自身の相続に関していえば、(大変恥ずかしいことですが)保険会社からの「ご契約内容のお知らせ」をたまたま、相続人(私)が受け取ったことから、被相続人(母)が私を受取人とする生命保険契約を結んでいたということを知ったという事実があります。なお、蛇足ですが、被相続人がどのような生命保険に加入していたかを知る手段として、令和3年より開始した生命保険協会による生命保険契約照会制度があります。

保険契約のみならず、個人資産については、何らかの理由で、「契約上の名義人(相続人)」と「当該資産への実際の関与者(被相続人)」が相違する場合(名義預金等)、あえて被相続人が自分自身の出捐した資金等であることを相続人へ告知していないことがあります。このような場合、あとで相続におけるトラブルの原因となるので、あらかじめ被相続人が相続人にその事実をきちんと伝えておくことが必要です。

個人事業主の資産に関しては、相続人からみて、個人資産か事業用資産かの「線引き」が曖昧なケースがあります。このような場合には、確定申告等の資料をもとに、その「線引き」区分の合理的な根拠について、早めに相続人に説明しておく必要があります。

以上、被相続人の相続人に対する義務としても、相続資産の網羅的な把握(特に個人資産と事業用資産の峻別)と、家族会議などでの相続人に対し相続資産内容の早めの告知が円滑な相続を進める上で、大変重要な手続きとなります。

2 事業承継における事業用資産の整理

個人資産と事業用資産の峻別を前提として、被相続人の事業を承継する場合には、さらに事業用資産の内容を被相続人自身が明確に整理しておく必要があります。

紙幅の関係で限定的な言及となりますが、例えば、令和元年税制改正により創設された「個人版事業承継税制」においては、当該税制上の恩典を受けるための「対象となる」事業用資産(以下、特定事業用資産といいますが)は、次のようなものとなります(参照条文: 相続税特別措置法 第70条の6の10)。すなわち、被相続人の事業の用に供されていた資産で、贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもので、(1)土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで)、(2)機械・器具備品(工作機械等)、(3)営業用の自動車等、(4)生物(乳牛・果樹等)、(5)無形固定資産(特許権等)とされています。逆に税制上の恩典の対象とならない事業用資産としては、(1)個人事業者が保有している個人資産(自宅の土地・建物、預貯金、有価証券、金品等)、(2)事業用資産のうち、不動産貸付用の土地・建物、棚卸資産、事業用の預貯金、売掛金等があります。よくあるケースとして、被相続人が、複数の事業を営んでいた場合(例えば、飲食業を営む一方で、自宅(不動産)の未使用のスペースを賃貸用に貸し出している場合などは、事業所得と不動産所得の2つの事業を営んでいることとなり、節税対策としての各種税制の恩典を受けるためには、どの資産が節税対象としての資産となるのかを特定するために、事業用資産の内容の把握が絶対条件となります。

3 まとめ

相続資産(個人資産と事業用資産)の全貌把握は、相続に関する各種節税対策(個人版事業承継税制、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、相続時精算課税制度等)を行うためにも相続人が最初にするべき最重要課題です。

相続人にとって、「これ以上の相続資産(負債)はない」ということを確認すること(「ない」ことの証明 = 悪魔の証明、この場合は確認)は、想像以上に負担がかかることです。

個人事業の内容によっては、相続人のみでは十分に対応できない状況も想定されます。

場合によっては相続全般に関するノウハウを持つ顧問税理士立会いのもと、できうる限り、被相続人からの相続前に相続人が相続資産の全貌を把握しておくことが望まれます。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の公的扶助について



新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。政府の基本的感染対策の考え方は、次の三つを基本としています。

- ①基本的感染対策について、政府として一律に対応を求めることはありません。
- ②感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となります。
- ③基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。

「5類感染症」に移行したことに伴う具体的な変更ポイントは次の通りです。

- ①政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはありません。
- ②一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛を求められません。
- ③特定の医療機関でのみ受診が可能であったが、幅広い医療機関で受診可能となります。
- ④医療費等は健康保険が適用され、1割から3割を自己負担いただくことが基本となりますが、急激な負担増が生じないように、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続します。

上記については、厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について (<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>)」で、基本的感染対策の考え方などQ&Aを交えて分かり易く解説していますのでご参照ください。

それでは、新型コロナが5類感染症に位置付けられた後の「労災保険の取扱い」及び「健康保険の傷病手当金」についてみていきます。

【労災保険に関して】

5類感染症に位置付けられた後も今まで通りに業務上災害で、労災保険の給付対象になることに変わりはありませんが、従来と異なる点は労災保険率に影響するメリット制の対象となることです。よって、5類感染症に変更された後に労働者が新型コロナに感染した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響があります。

請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

詳しくは、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.htmlの中の5労災補償をご参照ください。

【健康保険の傷病手当金に関して】

業務外の事由で、新型コロナに罹患し、労務不能となったときは、健康保険の傷病手当金が請求できます。従来と異なる点は、令和5年5月7日までは厚生労働省の指示による臨時的な取扱いとして、療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明の添付は不要とされていました。今般、新型コロナが2類相当から5類に移行したことにより、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明が必要になりました。

新型コロナに係る傷病手当金は、自覚症状の有無を問わず、被保険者が新型コロナウイルス「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は申請ができますが、従業員本人に自覚症状がなく、家族等が新型コロナに感染し濃厚接触者になった場合は、従業員自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金の対象とはなりません。

傷病手当金を申請する際は、申請に必要な書類がそろっているか、記入事項に漏れがないかを確認して申請しましょう。

（出典：厚生労働省のホームページ及び日本年金機構のホームページ）

法人会の事業

4/13(木)

参加人数5名

第17回法人会全国女性フォーラム「愛媛大会」



令和2年度に開催を予定し、コロナ禍のため延期となっていた女性フォーラム愛媛大会が開催され、女性部会からは5名の方にご参加いただきました。

6/5(月)

参加人数20名

藤沢東支部ボウリング大会(江の島ボウル)



毎年恒例となっている藤沢東支部のボウリング大会を江の島ボウルで開催しました。

- 1位 川島亮太氏 <細野運送(株)>
- 2位 浅井香織氏 <湘南センコー(株)>
- 3位 浅井明美氏 <湘南センコー(株)>

5/28(日)

参加人数21名

藤沢北東支部BBQ大会(弁慶果樹園)



毎年恒例となっている藤沢北東支部のBBQ大会を弁慶果樹園で開催しました。

6/10(土)

参加人数56名

茅ヶ崎三支部合同BBQ大会(SunnyTable)



茅ヶ崎南、茅ヶ崎北東、茅ヶ崎北西支部の三支部合同のBBQ大会をラスカ茅ヶ崎屋上バーベキューテラスSunny Table(サニーテーブル)で開催しました。

租税教室

毎年、青年部会と女性部会では、藤沢税務署管内の小学校を対象に租税教室を開催しています。今回は藤沢市内の小学校9校に税金の使われ方等、税金についての授業を行いました。

5/25(水) 藤沢市立新林小学校

6年生 4クラス 108名



6/2(金) 藤沢市立天神小学校

6年生 3クラス 81名



6/6(水) 藤沢市立高谷小学校

6年生 4クラス 147名



6/14(水) 藤沢市立大庭小学校

6年生 3クラス 93名



5/10(水) 藤沢市立大道小学校

6年生 3クラス 120名



6/1(土) 藤沢市立小糸小学校

6年生 2クラス 27名



6/5(月) 藤沢市立村岡小学校

6年生 3クラス 90名



6/12(月) 藤沢市立片瀬小学校

6年生 3クラス 120名



6/15(水) 藤沢市立八松小学校

6年生 4クラス 125名



医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
放射線診断科 部長 八木 進也



「放射線診断科とは」

画像検査は患者さんの病気や状態を可視化したものです。多様な場面で画像検査は医療に貢献し、必要不可欠になっています。画像検査には、X線写真（いわゆるレントゲン写真）、CT、MRI、核医学検査などがあり、放射線診断科はこれらの画像を評価し、診断を行う診療科です。正しい診断なくして最適な治療は行えず、画像診断と無関係な診療科はないといっても過言ではありません。

■偶発がんとは

患者さんを診察や、検査をする過程で主訴または既往歴とは関係なく見つかるがんのことです。例えば、息切れの精密検査に胸部CTを行ったところ、腎がんが見つかった場合です。技術の進歩により、詳細な画像が作成できるようになり、全身の臓器を評価する放射線診断医にとって偶発がんは珍しいことではありません。当院では検査数の増加に合わせて、偶発がんも増加傾向です。

■偶発がんの特徴

がんは進行するにつれ、大きくなり臓器に深く浸潤していきます。これにより、出血や痛みを生じます。無症状でも非常に進行したがんの場合もありますが、無症状で発見される偶発がんは病巣が小さいことが多いです。がんが小さい段階では、リンパ節や他の臓器に転移している頻度は低いです。これらの特徴から、偶発がんは根治的治療（がんをすべて取り除く治療）の対象となりやすく、非偶発がんと比較して予後が良好です。がんの部位によって異なりますが、低侵襲な治療法が選択される場合もあります。具体例を挙げますと、大腸がんの術後5年目のCTで膀胱がんが発見されました。5mm厚の輪切りに作成された600枚の画像の中で病変はたった2枚にだけ写っていました（図1）。患者さんは速やかに泌尿器科に紹介され、手術が施行され入院3日で退院となりました。

患者さんとしては、無症状なのにがんという大病を突然知らされ困惑すると思います。あまりの衝撃に加療を受けられなかった患者さんもいます。偶発がんは根治出来る可能性が高く、ぜひ加療していただきたいです。



図1 発見された膀胱がん 80代(女性)

(公社) 藤沢法人会恒例の
1日人間ドック形式による

生活習慣病健診

ぜひこの機会に経営者の皆様始め、従業員、ご家族の健康をお確かめください。

2023年度 健診日程

健診日	曜日	会場
8/9	水	藤沢市民会館
8/10	木	寒川総合体育館
8/30	水	
9/12	火	茅ヶ崎市民文化会館

- ※オプション検査 「アミノインデックス」
 「Lox-index」
 「頸動脈超音波検査」
 「女性健診」(乳房、子宮、卵巣)
 「MAST48mix」
 「ABC 検診」
 「CYFRA」
 「前立腺腫瘍マーカー検査」
 「NTpro-BNP」
 「腸内フローラ検査」
 「甲状腺検査」

★申し込み用紙
既に封書にて会員の皆様宛に
申し込み用紙は送付しています。

※料金はすべて税込

総合コース 会員特別料金 39,000円 (一般54,800円)

Aコースに腫瘍マーカー (CEA・AFP・CA19-9) 検査+超音波腹部5臓器 (胆・肝・脾・腎・脾) 検査の他B型肝炎検査+C型肝炎検査が追加されます。

Aコース 会員特別料金 22,900円 (一般29,100円)

視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・脾機能検査・糖尿病検査・高脂血症・高尿酸血症・血液検査・便潜血大腸ガン検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

Sコース 会員特別料金 18,100円 (一般22,900円)

Aコースの消化器系 (胃部X線・大腸ガン) はいたしません。希望される方は、A又は総合コースでお申込ください。

●総合コースに限り、喀痰 (肺ガン) 検査を専用容器代のみで実施 500円

一般財団法人 全日本労働福祉協会

〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18 3階
電話 (03) 5767-1714

藤沢税務署からのお知らせ

業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局において、「内部事務のセンター化の対象となる神奈川県内税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。

書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

（※）「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる神奈川県内税務署一覧

	内部事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	郵送先住所
	令和5年 3月現在	令和5年 7月10日以降		
神奈川県	横浜中、保土ヶ谷、 横浜南	鶴見、横浜中、 保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センタ ー 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室
	—	川崎南、川崎北	東京国税局業務センタ ー 川崎南分室	7月10日に開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細は7月3日以降 国税庁ホームページで確認ください
	—	平塚、藤沢	東京国税局業務センタ ー 平塚分室	〒254-8534 平塚市浅間町9-1 東京国税局業務センター平塚分室

おじゃましました **会員訪問**

vol.046 機械・器具・工具の専門商社「丸越」さん



▲自動車関連の機械や部品、弱電器類、あらゆるジャンルの製品を扱っています。

▲会社には100周年を祝う多くの胡蝶蘭が。

▲鎌倉プリンスで行われた100周年記念式典の様子。祝賀会でマツケンサンバを披露する大箭社長。

創業100年の伝統と信頼で進化を遂げ、グローバルに稼働中!!

2023年の今年、創業100周年を迎えた株式会社「丸越」さん。創業は大正12年。現代表の大箭剛久さんの祖父にあたる大箭与平治氏が、若干二十歳で、茅ヶ崎町十間坂で工具類の販売を手掛けたのが始まりです。

「最初は、大工道具などを手作りして販売していたのですが、父の代で、ドラスティックに方向転換しました」。現在、FA機器総合商社(機械・器具・工具、省力化機器、電気機器、機械加工部品など)として販売をメインに事業展開していますが、海外との取引の多さが特徴的です。

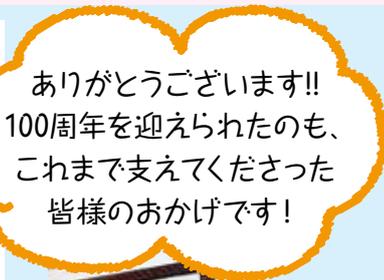
3代目、大箭剛久代表は、三菱電機勤務を経て、1992年に入社。「輸出を主業務とする海外営業部門を担当しました」。英語、スペイン語、イタリア語など語学が堪能な代表の提案で、自社サイトに多言語での案内を掲載したところ、海外からの問い合わせが急増。

最初は、3カ国だけだったのが、2007年頃からタイ、フィリピン、ベトナムなどの東南アジアやインドからも受注が入るようになり、現在、全社の3分の2を海外売上が占めるほどの成長を遂げています。過去の取引先は16カ国500社以上。いまま増え続けているそうです。世界情勢や時代の流れをいち早くつかみ、柔軟に対応する姿勢が、販路拡大へと繋がりました。

「今後はメンテナンス事業にも力を入れていく予定です。大変革期にあるいま、産業用ロボットの提案やAIの導入も視野に入れる必要があります」。「いちばん強いものではなく、変化に対応したものが生き残る」というダーウィンの進化論に例え、「刻々と変化する我々産業界にあって、より一層、その言葉の重みを感じています。これからも、100年という歴史に奢ることなく、時代にマッチした企業へと邁進し続けてまいります」。



▲代表の大箭剛久さん(59歳)。「感謝の気持ちとともに、誠意をもって真摯に取り組んでまいります」



ありがとうございます!!
 100周年を迎えられたのも、
 これまで支えてくださった
 皆様のおかげです!



▲ 社は、「事業は人なり」信用第一、健全経営、和心協力。



株式会社 丸越

住 所：神奈川県茅ヶ崎市南湖5-16-17
 TEL：0467-87-1551(代) FAX：0467-85-2153
<https://www.kk-marukoshi.com>

〈事業内容〉FA機器総合商社(機械・工具、省力化機器、電気制御機器、機械加工部品など)

〈取引先〉湘南地域の大手製造工場、海外のグローバル企業

お客様本位の サービス提供

これを本気で実践していくことが私たちの使命です。

お客様とのコミュニケーションを大切に、専門的かつ先進的なグループとして、期待を超える価値を提供していきます。

お客様の目標、課題、不安を共有し、それらの解決に向け全力でサポートさせて頂き、共に発展していけることを願っております。

TAO税理士法人 代表社員/公認会計士・税理士
土屋 元人

お客様本位

常にお客様本位で考え、親身の相談相手として、お客様とのコミュニケーションを大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く専門的かつ先進的なグループとして、お客様の多様なニーズにお応えします。

社会貢献

お客様の「永続的な発展のサポート」を通じて社会に貢献します。

グループ会社によるプロフェッショナルチームで
あなたのお悩みを解決いたします。



TAO 税理士法人

代表社員: 公認会計士・税理士 土屋元人
神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-1-15 藤沢リラビル3F・4F
TEL: 0466-25-6008 FAX: 0466-25-6968



事業所概要: 1982年土屋公認会計士事務所として藤沢市で開業。
2007年TAO税理士法人に組織変更。
現在、スタッフ33人(うち、税理士6人、公認会計士3人)

